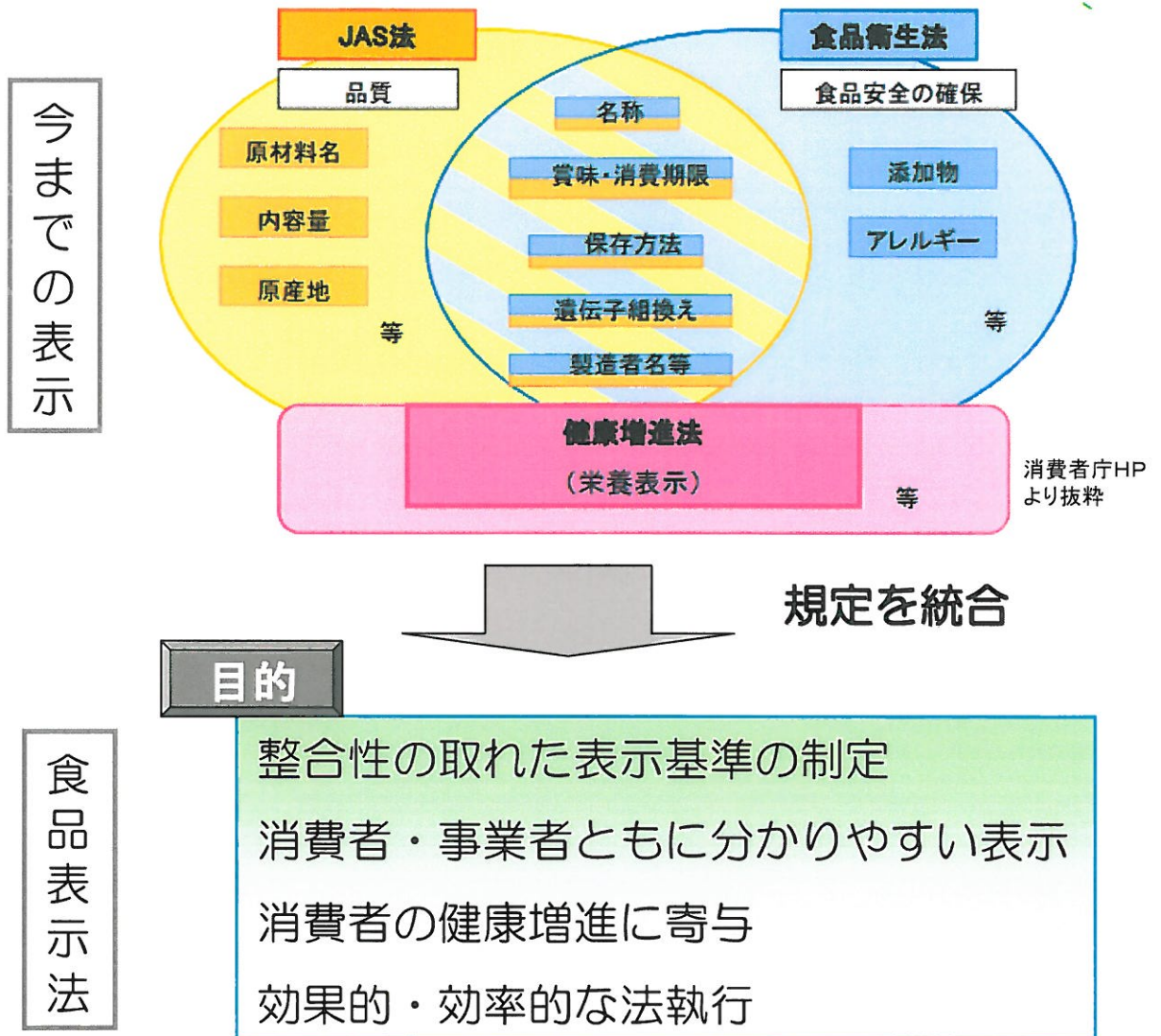


新しい食品表示制度について

1. 食品表示法とは



2. 移行期間について

- 平成27年4月1日からスタート
- 生鮮食品は1年6ヶ月の猶予期間
- 加工食品・添加物は5年間の猶予期間

3. 主な変更点



アレルギー表示のルール改善

- 原則として**個別表記**する

(例) 醤油 (大豆・小麦を含む)、マヨネーズ (大豆・卵・小麦を含む)

- 一括表示をする場合は、**アレルゲン全てを表示**

(例) 小麦粉、卵、醤油、(一部に小麦・卵・大豆を含む)

現行、原材料の一部に～が一般的ですが、『一部に～を含む』に統一

- 特定加工食品及びその拡大表記の廃止**

(例) 今までパンと記載した場合、小麦を記載しなくても可

⇒パン (小麦を含む) と記載が必要



栄養成分表示の義務化

- 容器包装に入れられた加工食品について義務化

(一部表示が省略可能なものもあります)

栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●● kcal
たんぱく質	▲▲ g
脂質	◆◆ g
炭水化物	■ ■ g
食塩相当量	★ ★ g

<義務表示>

熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量 (ナトリウムから変更)

<任意(推奨)表示>

飽和脂肪酸・食物繊維

<任意(その他)表示>

糖類・糖質・コレステロール・ビタミン・ミネラル類

その他、製造所固有記号のルールや原材料名表示ルールなどにも変更点があります

※詳しくは消費者庁HPで確認し表示違反がないよう確認しましょう